

別表 1 (第 2 条関係書類、図書)

番号	書類名称	備考
1	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業委員会で発行するもの。</li> <li>・ 農林漁業の主たる従事者の死亡又は農林漁業に従事することを不可能にさせる故障の場合。</li> </ul>
2	被相続人の戸籍 (除籍) 謄本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死亡の場合…被相続人の出生から死亡までが確認できる戸籍。</li> <li>・ 写し可 (原本との照合が必要)。</li> </ul>
3	戸籍謄本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死亡の場合…相続人のもの (相続が未登記のとき、相続人全員のもの)。</li> <li>・ 写し可 (原本との照合が必要)</li> </ul>
4	印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林漁業に従事することを不可能にさせる故障の場合又は法第 10 条第 1 項に規定する事由の場合…本人のもの。</li> <li>・ 死亡の場合…相続人のもの (相続が未登記のとき、相続人全員のもの)。</li> </ul>
5	権利抹消承諾書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有権以外の権利のある場合。</li> </ul>
6	遺産分割協議書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死亡の場合 (相続登記がされていないときに限る)。</li> <li>・ 写し可 (原本との照合が必要)。</li> </ul>
7	土地登記簿謄本又は土地登記事項証明 (全部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 写し可 (原本との照合が必要)。</li> <li>・ 3 月以内のもの。</li> </ul>
8	仮換地証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地区画整理法 (昭和 29 年法律第 119 号) 第 98 条第 1 項の規定により仮換地として指定された土地にある場合。</li> <li>・ 写し可 (原本との照合が必要)。</li> </ul>
9	公図の写し	
10	医師の診断書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林漁業に従事することを不可能にさせる故障の場合。</li> </ul>
11	その他必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長が必要と認めたもの。</li> </ul>